朝 町丁 国 民健

康保

險

条例を

次のように

定

め

る

ŧ,

0

提 出

和廿

朝 EH Ţ 民 康保険条例

この町が行う国民 業の重いに頭する事項を審議するため三朝町国民健康保険運営協議会へ以下 健康保険は法令に定めるものの外この条例の定めるところによる

協議会と云う)を置く

国民健康保険事

協議会委員の定事 は左の通りと す

被保険者を代表する委買

师又は歯科医师を代表する委員

公益を代表する委員

協議会に襲し必要な 頂は 別にこれを定める

者

_ □ Ø **H**I はこの 町内の世帯主及び其の世帯に属する者を以て被保険者とする 但し左に場かる、

この限りでない

保険の被保険看及び船員保険の被保険者 低し船員保険法第二十条第一頭の規定による被 保

せざるもの 在労働者健康保険法第八条の規定に依り日在労働者健康保険被保険者手帳の交付を受け六月を 但し同法常七条の規定による承認を受け同法の被保険者とあらざる期間内にある者を

特別健康保険組合の被保険

療従事者又はその世帯にあるものにして療養の給付をする必要がないと認められる者 律の規定に基いて組織する共済組合であって私傷病につき疾養に興する給付をするもの

六、食匠のため地方税の尭厥を受ける者並にての世帯にある者

保険者の氏名、男女別、生年月日及び自己との続柄を記載した書面を運かに提出しなけ 勝主である被保険者はこの条例公布の後十日以内にその住所及 び氏名並にそ

被 しなければならない 保険者となった者があるときはその馬する世帯の世 帯 主であ る被保険者 は 焙 质の規定

精主である被保険者が被保険者でなくなっ 規定する記載事項中に変更があったときは たときは十 大日人 N 1 ての旨を届け В 以内に書面を以てその旨 出なけ Ħ(ば ひ 届け出で

日以内に書面を以て世帯主変更の届出をしなければならない **磨主である被** 保 **険春が世帯主でなく** なった 場合に おいて a あら たに 世 唐 È څ な た被保険

ばならない

の氏名及び資格喪失の事由を記載した書面を以てての旨を届 被保険者中にその資格を裏矢した者があるときは世際主である被保険者は十 第七条及び前条の屈出には資格を喪失した被保険者の受診証を添えなければな け出でなければならない H 以体にその

第 三 章 保険給付及び保険施設

一一条 この町においてする保険給付の建築は左に掲げるものとする

一、助産費の支給

の戦 圧 摄 it Ъ ŧ 0 ع đ b 但 L 科補

利又は治療杖料の支給へ診療以外の薬品 酸及び処方簽の交付を含む 及 tr. 壳 蔡

D

支

給

É

含

3

17

ر، پ

置、手術での他の手当

入院へ食事を含ませい

診察所の中自己の選定した者 前孫第一另乃至 篤 N 男の についてこれを受け 紿 K ついて は被 保 険君 はこ D Bī Ø 定め *t*= 療養 担 当 者 又はこめ

療長の給 もありも とするる

当を受けたと思い東天動付に代えて張長養を支給する 被保険者が反の場合において が左の場合において 寒養担当者 又はこの町 D 豩 康 所以 外 の医 师 鈜 Ħ 医炉で

この町において楽奏の 紿 付 を đ ねこと かい 困難であ ර උ ŧ

急の必要がある

ての 他 必要によりこの町の 承 部を受けたとき

奈長費の額は 部員担金の額を控除した額を超えることができないの類は療養に乗した安養とする。但し寮養の給付を 4 場合に Ø. す b 頌 0>

その質用の五 条 この町 を一部 は 被保険 頁担金 者が療養の給付を受けるときはその属する として 後 収する 世 帯の 世 膌 主で B 6 被 砾

30 せ 係 険者の は被保険者が結核手防法第三十四条の規定により公 療に要する費用から公費費基は相当 展する世帯の世帯主である被保険者 者から徴攻する。 費の半 額貫担 割を一部 ĸ Ð E. T 資担金として当 岳 亷 を 受ける

3 O W u 被 保険者 かゆ災害にあい又は貧困であ いる等の特に 別の 筝 म् ď ある。 者 たっ い 7 rd · 当 **が**付款

請に基色議会の議決を経て一部員担金を減免し又は微收を猶予することかできる

助する。 四条回転のである医療を受けるときはこの断は素養の給付又は素養質の支給を行わないの二、健康保険の被保険者の被扶養者であって国民健康保険の被保険者である者が結核に貫担金の徴収方法については別にこれを定める

伝統選挙院はその他の法令の規定により無償で棄養を受ける場合はその限度において助理的過去で百円とする

ニナ 乐 この町は被保険者給付はこれをしない 春 の、健康保持、増進 のため 左に 場ける施設をする

来病、寄生虫病その他の疾病の予防

その他健康保持増進に関する施設

この町は被保険者である世帯主及び被保険者である資格のない世帯主であってその世第、四、章、国民健康保険統(の章に定めるものの外保険給付及び保健施設に関し必要な事項は別にこれを定める

険者の ある 当該世 帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を襲する 帯に

興

から該平均年額の百分の こめ 町は保険給付に <u> 77.</u> 以上に相 感した費用前三年度の平均年額に相当する額に連する近毎年度の動余金 当する第一条 余金が設不均年額の百分の五に産じないときはての

頼)を準備金として積立てるものとする

第二十四条 前頭の限度内の準備金は保険給付に要する費用に不 この町は支払上現金に不足を生じたときは準備 足 金に を生じたときで 局する 現金を練費使用し ない限りこ を ጆ は一時

をすること

2、前頭の規定により無 答 筷 用 U たを 宝瀬 及び一時二 取産は左の各男により管理するび一時借入 全は当該会計年度内 は当該会計年度内にこれを返

不 国民健康保険特 有価証券は郵便局に保 魔を託 す 馬

別会

計に

Ġ

三朝町内 **漠紫**筋町 組合 ΙŢ ₫

一 この町の一 国民健康保険の施設を被保険者でない者 る以外の財産の摩囲は議会の議 一決を経た方法による に利用させる場合におけ

を定める 町は酢鍋で D 他 不 Œ の行 為 により 国民 健康保険の徴収 金の機 收を免れた 着 について

の過料に処

4の規定す ه ا 0 Ø 4 国 民健 康保 戾 特 别 会 計に 順して必要な事項は 别 にこれ

は公布の日 から旋行す

一条の被保険者の規定については当 和二十八年三輔町条例第九号とは廃止する 介 の用 旧 觐 村、

囝

Ξ

懲村

の区域を

斑

その他不明のことは町(投場)か、かかり先でお聞き下さい 傷病 舌 名 傷 為 名 精整 (符号で可) 写相 終了 年間

こ、静果を受けるときにはこの誰を目所や歯科医师やこの他に見せはければなりません いなければなりません。この証は医師や歯科医师やての他にから自己とが出来る証ですから六切に持つて 世界映者でなくなったときはこの証をすぐ 医师森科医师にかった費用のうち自分が払うむ 考 注 世 意 事 带 順 主 金(一部員理金)は 倸 名 印

(表)

付を受けて下さい

国民健康保険受診証 氏 名 * 明治 大正 昭和 生年月日 Ħ 住所 資格取得 年月日 Ą 年. 昭和: 交付年月日 附和 月

									(表)										
	₹₹gr			_		Æ	名	要别	生年月日	世帯社 の統領	資格 年月日	Ī	疼	複	給	付	話	銤	r ⁱ
. 1	下、8.7 好他 睡煎移着		4.3、2、1· 充效兼診	表景:			S					1	傷病者 氏 名	傷 虧名 (符号(可)	群 昭 帝	終了 年取	散烯	一都 理 全 棄	誕出
分べんしたとき	お生の場合と	入情	充填	病気やけがをレた場合	被	3													
たと	色いる響	食事を	りなる	をした場	150							-							7.3
	お生の場合、かきの場合、移送、参療所病院では、	含ま	したなる	الدر								ł		•	-				
三百円支給されます	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	入院へ食事を含まない)	元頃、インレーの他の治療(選取・転录さの他戦地療養を含まない処置、手術、その他の治療(選取・転录さの他戦地療養を含まない類別又は治療教科の支給治療教育・環境・コルジン・体温計は含まない)、影果(在鞍牢勢な役方質の交替を含む、但し機乗診断は含まない)、	被保険者は町の営業所表現では野が変約した乗長塩当者から次の範囲の治療を使られます。後、け、ら、北、る、給、付、の、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	保、	7.						Ī							
交给	やかを得ない事由により他前の医児病院にかうた場合は素養者を支給されます、高祖当者にかったこともは「都資祖金を払わなければなりません		東新	語け			•			y'		1				 			
れま	ある。		泉での東	整か	険														
व	ときは		他就が使	廣村															•
	代前の世代前の世		秦	会なる				 				ļ			<u> </u>	-			
	· 哈泰		を計る	砂門を付	者											-	-		_
	たかれ		まるい	素の	1							ŀ				+-			-
	るければ		- 2 S	產業														<u></u>	
	住まり			公田									•		<u> </u>	· ·			
	養を			Broze .			,	2 2 2 2				l			-	-	 	-	┼
-	· Ka			秦									A		1	 	-		 -
	*			£	*			1		+						-		 	+-

三百円支給